

議案第 10 号

橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年橋本市条例第14号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第7条までに規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。)の規定(省令第3条の40、第17条、第36条(省令第37条の3において準用する場合を含む。)、第40条の15、第60条、第87条、第107条、第128条、第156条及び第181条を除く。)による基準をもって、その基準とする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第4条 省令第3条の40、第17条、第36条(省令第37条の3において準用する場合を含む。)、第40条の15、第60条、第87条、第107条、第128条、第156条及び第181条の規定は、指定地域密着型サービスの事業を行う者が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、省令第3条の40第2項、第36条第2項(省令第37条の3において準用する場合を含む。)、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「その完結の日から5年間」と読み替えるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第7条までに規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。)の規定(省令第3条の40、第17条、第36条、第40条の15、第60条、第87条、第107条、第128条、第156条及び第181条を除く。)による基準をもって、その基準とする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第4条 省令第3条の40、第17条、第36条、第40条の15、第60条、第87条、第107条、第128条、第156条及び第181条の規定は、指定地域密着型サービスの事業を行う者が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「その完結の日から5年間」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。